

意見書案第 3 号

高額療養費制度の自己負担限度額引上げ撤回を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年3月26日

福岡市議会

議長 打越基安様

提出者 福岡市議会議員

綿貫康代

堀内徹夫

倉元達朗

中山郁美

高額療養費制度の自己負担限度額引上げ撤回を求める意見書

高額療養費制度は、病気や事故で高額な医療費がかかった際、患者の自己負担について年齢や所得に応じて月ごとの上限を設けるものであり、全世代にとって欠かすことのできない医療のセーフティネットです。

政府は、高額療養費制度の自己負担限度額引上げを検討していますが、そもそも同制度は、国民が経済的理由で必要な医療を受けられなくなることを防ぐために設けられた制度です。そのため、自己負担限度額引上げは、その趣旨を損なう恐れがあり、特に低所得者や年金生活者は、自己負担が増すことで治療の継続が困難になる事態が懸念されます。また、厚生労働省はこの引上げによって約2,270億円分の受診抑制が起きることを想定しており、多くの患者が治療を諦めたり、受診の回数を減らしたりすることが危惧されます。政府は、自己負担限度額引上げについて、「社会保障制度の持続可能性を高めること」を理由としていますが、治療を我慢させるのは命の切捨てであり、到底許されるものではありません。

今回の引上げについて、がん患者や難病患者の個人及び団体からは「治療が続けられない」「命綱を断ち切るものだ」と怒りと批判の声が上がっています。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、高額療養費制度の自己負担限度額引上げを撤回されるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣 宛て

議長 名